

保総発第1106001号
保保発第1106001号
保国発第1106001号
平成18年11月6日

都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省保険局 総 務 課 長

保 険 課 長

国民健康保険課長

保険者協議会の構成について

保険者協議会については、平成16年12月9日保国発第1209001号国民健康保険課長通知に基づき、平成18年1月18日をもって、全都道府県に設置されたところであるが、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の成立に伴い、保険者協議会の担う役割も重要性を増すことから、同通知の開催要領の保険者協議会の構成に、都道府県担当部署を加えることとし、今後は、別添の保険者協議会の開催要領のとおり取り扱うこととしたので通知する。

また、現在のところ、構成員として共済組合を代表する者が参加している保険者協議会は限られていることから、その参加が促進されるよう配慮されたい。

なお、貴都道府県下の共済組合の連絡先等については、別途連絡する。

別添

都道府県保険者協議会開催要領

1 趣旨

医療保険の保険者（以下「保険者」という。）は、これまでも保健事業を行ってきたところであるが、都道府県ごとに健康水準や医療費水準に格差がある中で、都道府県単位で保険者が共通認識を持ち、行政や医療関係者等の協力を得ながら、生活習慣の改善から始める健康づくりの推進等について統合的な対応を行うことが求められている。

また、生活習慣病対策や、その中でも特に被用者保険の被扶養者等に対する対策については、職域保険・地域保険が連携して取り組む必要がある。

こうしたことから、保険者の連携協力を円滑に行うため、都道府県内の保険者を構成員として、都道府県ごとに保険者協議会を開催する。

2 構成等

(1) 保険者協議会は、都道府県単位に設置するものとし、次のものをもって構成する。

- ① 国民健康保険の保険者たる市町村を代表する者
- ② 健康保険組合連合会支部等を代表する者
- ③ 政府管掌健康保険を代表する者（地方社会保険事務局）
- ④ 各共済組合を代表する者
- ⑤ 国民健康保険組合を代表する者
- ⑥ 国民健康保険団体連合会を代表する者
- ⑦ 各都道府県担当部署

(2) 保険者協議会は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、学識経験者等の必要な参画及び助言を求めることとする。

3 その他

保険者協議会の運営その他庶務の分担に関する事項については、前記構成員間において協議する。

保険者協議会中央連絡会設置要綱(案)

(目 的)

第1条 保険者協議会中央連絡会（以下「連絡会」という。）は、各都道府県に設置された保険者協議会の連携協力を促進することを通じて被保険者等の健康の増進及び医療費適正化の推進を図り、もって医療保険制度の安定的運営に寄与することを目的とする。

(事 業)

第2条 連絡会は、前条の目的を達成するために、次の活動に関する連絡調整を行う。

- (1) 各都道府県の保険者協議会の運営に関する連絡調整
- (2) 各医療保険者間の連絡調整
- (3) 前号に掲げるものの他、目的を達成するために必要な事項に関すること

(構 成)

第3条 連絡会は次の団体によって構成する。

- (1) 健康保険組合連合会
- (2) 社団法人 国民健康保険中央会
- (3) 社団法人 全国国民健康保険組合協会
- (4) 社団法人 共済組合連盟
- (5) 社団法人 地方公務員共済組合協議会
- (6) 日本私立学校振興・共済事業団
- (7) 社会保険庁
- (8) 厚生労働省（※オブザーバー）

(運 営)

第4条 連絡会には幹事団体をおくこととし、構成団体の中から互選する。

2 幹事団体は会務を掌理する。

3 幹事団体の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(会 議)

第5条 会議は、必要に応じて幹事団体が召集する。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は社団法人国民健康保険中央会に置くものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は連絡会において別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年10月11日から施行する。